

# 1 学業について

# 授業について

各授業科目については、各年次ごとに授業時間割表が編成され、毎学年度始めに行われる履修ガイダンスで各自に配付されます。履修ガイダンスについては、広国ポータルサイトにて連絡します。

## 授業時間

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50

(注) 授業時間の各時限（1つの時限を通常1コマといいます）は、単位計算の上では、2時間として扱います。

## 出席の取扱い

本学では、各授業への出席管理の補助的システムとして、出欠管理システムを導入しています（一部、実験・実習室には設置していない場所もあります）。

授業の出席については、出欠管理システムに学生証をかざすだけでは必ずしも出席として扱われない場合があります。授業によっては出欠管理システムで管理するほか、授業内で行われる小テストやレポートの提出をもって出席と扱われる場合がありますので各授業担当者の指示に従ってください。

## 天候・交通状況等による対面授業措置

授業実施日の台風、降雪等、交通機関ストライキ等に伴う対面授業の授業措置については次のとおり取り扱います。

オンライン授業は通常のとおり実施される場合がありますのでご注意ください。

### 1. 休講基準について

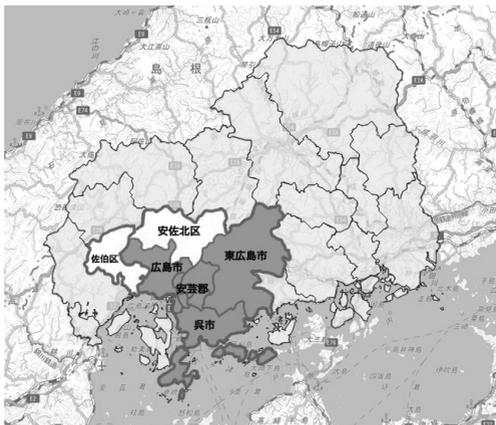
**対象地区：**広島市（佐伯区、安佐北区を除く）、東広島市、呉市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）

**判断基準：**下記のいずれかの場合

- ・防災気象情報等の防災気象情報にて**警戒レベル4**相当以上が発令された場合
- ・特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪）が発令された場合
- ・暴風警報が発令された場合
- ・警報（大雨、洪水、大雪、暴風雪）のいずれかが**2つ以上**発令された場合

[広島市（佐伯区、安佐北区を除く）の判断については、広島防災WEBを参考とします。]

広島県防災WEB <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp>



## 2. 休講時刻について

### A. 【学内において行う授業の場合】

	判断時刻	状況	休講の判断
通学前	午前6時	前頁1の警報等が発令されている場合。	午前休講 (1～2時限)
	午前10時	前頁1の警報等が発令されている場合、今後の天候予測、公共交通機関の運行状況等により、3～5時限の休講を判断する。	
通学後	随時	通学後に前頁1の警報等が発生した場合、今後の天候予測、公共交通機関の運行状況等により判断する。	天候予測により判断する。

※事前に災害が予想される場合については、前日に判断する場合もある。

### B. 【学外実習の場合】

学外実習時については、学内での休講基準に準じるが、学内とは天候等の状況が異なるため、学生、実習先との連絡の上、各学科で判断する。

### 3. 上記以外の災害等による休講について

- ・JR山陽本線〔広島駅～白市駅間〕、呉線〔広島駅～広島間〕が午前6時の時点で運休しており、再開の見込みがない場合、午前休講とする（午後の授業については、午前10時の時点で判断する）。
- ・震度5強以上の地震が広島県で発生した場合、発生日を終日休講とする。翌日以降の判断については、大学からの指示に従ってください。なお、大津波警報、津波警報が発令された場合は、高台などの安全な場所に避難すること。

### 4. 学生自身の安全に関わる欠席について

上記の休講基準に当てはまらず、授業を行う場合においても、学生自身の居住場所等に警戒レベル3以上が発令されており、避難が必要な場合等により、安全を確保できない時は、学生自身の判断により授業を欠席することを認めますが、その場合、学生は必ず広国LMSにて、授業担当教員にその旨連絡し、課題等の指示を受けること。また、試験日の場合は、追試験についての手続方法等を確認すること。なお、各学科・専攻、科目により広国LMS以外の連絡方法を指示されている場合は、その指示に従い連絡すること。

連絡先：HIU.Kyomu@joshu.ac.jp

### 5. 休講の周知方法

学生は、気象情報等を確認し、休講基準を満たしているかを各自で判断する。

なお、天候・交通状況等により、全学的に対面授業を休講する場合は広国ポータルサイト、ホームページにも掲載する。

## 感染症による授業欠席

- ◇授業等を休む学生は、授業担当教員に広国LMSで欠席することを連絡してください。
- ◇広国LMSを利用しない授業については次回授業日に連絡してください（各学科・専攻により連絡方法の取り決めがある場合は、各学科・専攻の指示に従って連絡してください）。
- ◇大学ホームページの保健室のサイトから「感染症報告用Forms」を入力する。
- ◇症状回復後、通学した際、診断書等（医療機関を受診したことが分かるもの、検査キットの写真など）を教育・学生支援機構教務係に提出してください（授業によっては授業担当教員への提出が必要な場合があります）。

## 授業欠席

体調不良、公共交通機関の遅れ等による欠席・遅刻の場合も、直接授業担当教員に連絡してください。

- ①長期欠席（入院等により2週間以上を目安）の場合、教育・学生支援機構 教務係から当該学期に履修している授業の各担当教員へメール等にて周知。
- ②欠席した期間に試験等があった場合、「追試験」による申請があれば試験等の実施は可能（追試験ではなく各教員が独自に試験を課して追試験の代わりとすることもあります）。

## 休講

- (1) 事前に授業担当者から休講の連絡があった授業科目については、広国ポータルサイトに掲載、または、各授業担当者から広国LMS等で連絡します。
- (2) 授業担当者から休講の連絡がないために掲載できない場合が稀にありますが、授業開始後40分以上経過し、なおかつ授業担当者が教室に向かない場合は、「自然休講」とします。  
※予め連絡がなく授業が行われない場合は教育・学生支援機構 教務係まで申し出て確認してください。

## 補講

補講とは、休講等に対する措置として、平常授業を補うために行っている授業です。広国ポータルサイト、または、各授業担当者から広国LMS等でお知らせしています。

## 期間外講義

通常の授業日以外（土曜日や休暇期間中等）の日時に開講する授業のことです。

## オフィスアワー

日々の学習では、分からない事を放置せず、理解できるよう徹底的に追求する習慣を身につけることが大切です。理解できないことをそのまま放置する癖をつけてはいけません。分からないことは積極的に教員に質問しましょう。

個々の授業に関する質問は、授業中の他、各教員の研究室を訪問してすることもできます。本学ではこのように、各教員が研究室等に確実に在室している時間を「オフィスアワー」として設けています。各教員の受付時間等は、各学科の掲示板等でお知らせしていますので、大いに利用してください。

## ICTサポート

大学では、Campus-Xs学修支援を始めとしたLMS（学習管理システム：Learning Management System）を使用しています。

下記のページにはCampus-Xs学修支援の利用方法や、スマートフォンでのメール利用の設定方法等について記載しておりますので、活用いただければと思います。

[https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/ict\\_overview/ict-support.html](https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/facility/ict_overview/ict-support.html)

広島国際大学ホーム > ICTサポート

# 学外実習について

授業の中には、実際に病院や福祉施設等で実習を行い、大学内で学ぶことができない臨床的な実践力を身につけるための授業があります。実習期間は学科・専攻ごとに異なりますが、すべての学科で学外実習の科目が配置されています。

## 学外実習における宿泊費補助申請

学外実習において、帰省先や現住所から通えない場所（※条件有。条件については要項を確認すること）、実習先近くの宿泊施設の宿泊費に対し、宿泊費の一部補助を受けることができます。

また、東広島キャンパスの学生寮、呉キャンパスの学生研修棟の宿泊施設及び大阪にある学園施設「OITホール 研修センター」に宿泊することも可能です。

※詳細はガイダンス等で説明します。

注意）・実習開始の3週間前までに宿泊施設を確保し、広国ポータルサイトから申請してください。

また、報告書と宿泊先の領収書を実習終了後1週間以内に提出してください。

・レオパレス等の契約で年間契約し、退出時に違約金を請求される事例があります。違約金については、補助の対象とはなりませんので注意してください。

問い合わせ窓口

教育・学生支援機構 教務係 東広島キャンパス 0823-70-4510  
呉キャンパス 0823-73-8351

## 実習用通学定期券購入について

学外実習時に、実習先までの公共交通機関の定期券を購入する場合は、「実習用通学定期乗車券申請書」を教育・学生支援機構 学生係へ提出してください。大学が一括して交通機関に実習用通学定期券の発行申請を行い、承諾を得たのち定期券購入に必要な「通学証明書」等を発行します。

※交通機関によっては、購入手続きが異なる場合があります。申請内容を確認した後、別途ご連絡します。

### ●提出方法・提出先

①～③のいずれかの方法で、「実習用通学定期乗車券申請書」を提出してください。

※申請書は大学のホームページからダウンロードしていただくか、教育・学生支援機構 学生係の窓口まで取りにきてください。

「通学証明書」などの郵送をご希望の場合は、申請書と110円分の切手を貼った返信用封筒を窓口へ提出または郵送してください。

提出方法	提出先
①窓口持参	教育・学生支援機構 学生係
②メール	<a href="mailto:gakusei@hirokoku-u.ac.jp">gakusei@hirokoku-u.ac.jp</a> ※メールの件名に「〇〇学科 実習用通学定期申請」と書いてください。
③郵送	東広島キャンパス：〒739-2695 広島県東広島市黒瀬学園台555-36 呉キャンパス：〒737-0112 広島県呉市広古新開5-1-1 広島国際大学 教育・学生支援機構 学生係宛 ※封筒余白に赤字で「実習用通学定期書類」と書いてください。

※証明書のお渡しは実習の開始日の1～2週間前になる見込みです。

### ●提出締切日

実習開始日の1ヵ月前

※学科によっては締切日が設定されている場合があります。

※GW・夏期休暇・年末年始などの連休を挟む場合は大学及び公共交通機関の窓口閉鎖期間があります。早めに提出するようにしてください。

## ●確認事項

- ◇確実に定期券を購入することを決めてから申請してください。
- ◇実習期間が1ヵ月未満の場合は、定期券・回数券のどちらを購入するほうが費用がかからないか、事前に調べた上で申請してください。  
※実習期間が1ヵ月未満では定期券を購入できない交通機関があります。教育・学生支援機構 学生係で確認してください。
- ◇申請書類提出後に実習の中止・延期や実習先の変更が生じた場合は、教育・学生支援機構 学生係までご連絡ください。

## ●問い合わせ窓口

教育・学生支援機構 学生係 東広島キャンパス 0823-70-4536  
呉キャンパス 0823-73-8283

# 2025年度 学外実習一覧

※新型コロナウイルス感染症の流行等により、変更される場合があります。

学科	専攻	年次	実習名	期間	備考	
スタンダード科目 (全学種目選択学生対象)	—	1~2	スポーツ実習I・スポーツⅢ(ゴルフ) 県キャンパス	5月20日	1日間	
			スポーツ実習I・スポーツⅢ(ゴルフ) 東広島キャンパス	11月4日	1日間	
			スポーツ実習I・スポーツⅢ(カヌー)	8月29日~8月31日	3日間	
			スポーツ実習I・スポーツⅢ(アクアスポーツ)	9月3日~9月6日	4日間	
			スポーツ実習I・スポーツⅢ(スキー・スノーボード)	2月26日~2月29日	4日間	
診療放射線学科	—	4	臨床実習II	4月~8月	約50日間	
医療技術学科	臨床工学専攻	2	早期体験実習II	8月~9月	1日間	
		4	臨床工学実習	5月~7月	30日間	
	臨床検査専攻	1	早期体験実習	8月~9月	3日間	
		4	臨床検査学実習	5月~8月	約60日間	
救急救命学科	—	1	救急システム実習I	7月~9月	1日間	
			救急システム実習II	7月~9月	1日間	
		2	国際救急救命学	2月	5日間	
			国内救急救命事情	2月	3日間	
		3	救急システム実習Ⅲ	10月~12月	2日間	
救急システム実習Ⅳ	10月~12月	20日間				
リハビリテーション学科	理学療法専攻	1	臨床見学実習	8月~9月、2月~3月	6日間	
		2	臨床評価実習I	2月~3月	10日間	
		3	臨床評価実習II	9月~11月	30日間	
		4	総合臨床実習	6月~8月	60日間	
		3	地域理学療法実習	9月~11月	5日間	
	作業療法専攻	1	地域リハビリテーション実習	8月~9月	5日間	
		2	見学実習	8月~9月	10日間	
		3	評価実習	10月~11月	20日間	
	言語聴覚療法専攻	2	総合臨床実習	5月~9月	50日間	
		2	臨床実習I	9月	5日間	
		3	臨床実習II	10月~11月	20日間	
	義肢装具学専攻	4	臨床実習III	6月~8月	35日間	
		2	臨床実習I	9月	1週間	
		3	臨床実習II	2月~3月	4週間	
		4	臨床実習III	5月~6月	6週間	
心理学科	—	1	地域支援実習	通年	不定期	
		2	メディアコミュニケーション実習	通年	随時	
		3	コミュニケーション実習	後期	3回程度	
		4	心理学実践実習(産業・社会)	通年	8月~9月に1日間	
医療経営学科	—	3	医療施設管理実習	8月~9月	10日間	
		全専攻	2	ソーシャルワーク実習(社会専門)I	2月~3月	8日間
			3	ソーシャルワーク実習(社会専門)II	8月~9月	23~24日間
医療福祉学科	医療福祉学専攻	3	ソーシャルワーク実習(精神専門)	2月~3月	約15日間 精神科病院14日間 地域事業所15日間	
		4	—	8月~9月	約15日間 精神科病院14日間 地域事業所15日間	
	介護福祉学専攻	3	介護実習Ⅲ	2月~3月	23日間	
	保育福祉学専攻	3	保育実習I-2(施設)	8月~9月	12日間	
		3	保育実習Ⅲ	9月	12日間	
健康スポーツ学科	—	2	スポーツ実技D(野外活動1)スキー	2月下旬~3月上旬	3泊4日	
			スポーツ実技D(野外活動2)キャンプ1組	6月~7月	1泊2日	
			スポーツ実技D(野外活動2)キャンプ2組	9月	1泊2日	
			エクササイズ指導実習	8月~9月、2月	5日間	
			健康運動指導実習	8月~9月、2月	5日間	
		3	社会教育実習A	2月~3月	4日間	
			社会教育実習B	8月~9月	11日間	
			スポーツ実技指導演習D(野外活動1)スキー	2月下旬~3月上旬	3泊4日	
			スポーツ実技指導演習D(野外活動2)キャンプ	10月~11月	1泊2日	
			4	教育実習I-II	5月~	2週間または3週間(教職希望者対象)
介護等体験実習(社会福祉施設)	8月~1月	5日間(教職希望者対象)				
介護等体験実習(特別支援学校見学)	9月下旬~	2日間(教職希望者対象)				
看護学科	—	1	基礎看護学実習I	2月~3月	約5日間	
		2	基礎看護学実習II	8月~9月	約10日間	
		3	領域別看護学実習	8月~3月	210日間(約7か月間)	
		4	統合看護学実習	5月~9月	約10日間	
薬学科	—	5	公衆衛生看護学実習I-II	4月~10月	約25日間(保健師課程履修者)	
			1	早期臨床体験	8月~9月	7日間
			2	学外実務実習 第1期	2月~5月	55日間
			3	学外実務実習 第2期	5月~8月	55日間
			4	学外実務実習 第3期	8月~11月	55日間
医療栄養学科	—	1	学外実務実習 第4期	11月~2月	55日間	
			1	早期体験実習	8月~9月	3日間
			3	臨床実習I	7月~11月	5日間
		4	臨床実習II	5月~11月	5日間	
			4	臨床実習V	8月~9月	10日間
栄養教育実習II	6月	5日間(教職希望者対象)				
社会学科	地域創生学専攻	1	地域支援実習	後期	土曜日	
		1	キャンプ研修	11月~12月	2日間	
	社会福祉学専攻	2	ソーシャルワーク実習(社会専門)I	2月~3月	8日間	
		3	ソーシャルワーク実習(社会専門)II	8月~9月	23~24日間	
		4	ソーシャルワーク実習(精神専門)	2月~3月	約15日間 精神科病院14日間 地域事業所15日間	
—	—	—	—	8月~9月	約15日間 精神科病院14日間 地域事業所15日間	

1 学業について  
2 学生生活について  
3 一般生活について  
4 就職関連について  
5 施設の利用について  
6 校舎配置図

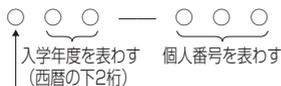
# 学籍について

あなたが本学に入学した時点で広島国際大学に学籍（学生の身分）が発生します。あなたはこの学籍をもつことにより、本学から勉学上のことはもちろん、本学独自の様々なサービスが受けられると共に、社会からは広く大学生としての便宜が図られます。従って、あなたは学籍のもつ意味をよく認識し、学籍を証明する「学生証」の保管と使用には十分注意をしてください。また、住所変更など学籍事項に変更がある際には、教育・学生支援機構 教務係にて必要な手続きを速やかに済ませるようにしてください。もしこれを怠ると、大学生活において不利益をこうむらないとも限りませんので、安易に考えず必ず手続きを行ってください。

## 学生証と学生番号

あなたの学籍は、整理上コード化されます。すなわち、入学すると同時に、各人固有の学生番号が与えられます。この学生番号は、転学部・転学科の場合を除き、在学中変わることはありません。学生番号（学生証）は在学中にいろいろな場合に必要となります。試験を受けるとき、図書館を利用するとき、通学定期券購入や学割証発行、在学証明書発行のときなどあらゆる手続きにこの学生番号（学生証）を必要としますので、自分の番号を正確に記憶してください。

〔参 考〕 学生番号のしくみ



学科を表わす

- 2…診療放射線学科
- 3…医療技術学科
- Q…救急救命学科
- B…リハビリテーション学科
- 4…社会学科・医療福祉学科
- 5…医療経営学科
- 6…心理学科
- Z…健康スポーツ学科
- N…看護学科
- Y…薬学科
- V…医療栄養学科
- M…大学院 博士前期(修士)課程
- G…大学院 博士後期課程、博士課程
- J…専攻科

## 学生証の取扱《注意》

学生証は、あなたが本学の学生であることを証明する唯一のもので、常に携帯してください。また、学生証を紛失したり、他人に貸したりして誰かに悪用されても、あなたの責任で処理しなければなりません。

- (1) 学生証は、新入生を対象に入学時に交付します。
- (2) 有効期間は、原則4年間です。(薬学部については6年間、大学院 博士前期(修士)は2年間、大学院 博士後期課程は3年間、大学院 博士課程は4年間、専攻科は1年間)
- (3) 有効期間を越えて在籍する場合は、所定の手続きを行い新たに学生証の交付を受けなければなりません。
- (4) 学生証の裏面に、在籍確認・通学区間シールが貼付されていないものは無効です。また、通学区間は自宅(下宿)から大学までの最短経路です。
- (5) 現住所等の変更があった場合や通学定期乗車券発行控欄が一杯になった場合は、教育・学生支援機構 教務係でシールの再交付を受け、住所等を記入のうえシールを貼り替えてください。
- (6) 学生証は、通学区間証明書も兼ねています。
- (7) 学生証は常に携帯し、本学教職員または交通機関関係員の要請があった場合、速やかに提示しなければなりません。
- (8) 学生証を持たない者は、諸証明の申請・図書の出借および試験を受けることができません。また場合によっては、教室、研究室、実験・実習室等への出入りも出来ないことがあります。
- (9) 学生証はICカードになっているので、折り曲げたり傷つけたり強い磁気のあるところ(パソコン、スピーカー等の近く)に置くのは避けてください。
- (10) 学生証を紛失したときは、ただちに警察署(交番)に届け出て、教育・学生支援機構 教務係に学生証紛失届兼再発行願を提出し、再交付(再発行手数料必要)を受けなければなりません。
- (11) 卒業、退学、除籍等で離籍の際、ただちに学生証を教育・学生支援機構 教務係へ返還してください。

### 学生証を紛失した時は…

あっ、学生証がない!!

(よく探してもみつからない時は)

教育・学生支援機構 学生係へ確認に行く。

落とし物として届いていけば、受け取る。

(教育・学生支援機構 学生係にもない場合は)

警察へ紛失届を提出(身分を証明する大事な物のため、必ず届出すること)

(再発行手数料2,000円を持参し、教育・学生支援機構 教務係へ)

教育・学生支援機構 教務係で学生証の再発行手続き

(約1週間後)

教育・学生支援機構 教務係で学生証を受け取る

※学生証再発行後に、古い学生証が見つかった場合は、教育・学生支援機構 教務係へ返還してください(再発行手数料2,000円は返戻できません)。

試験については、各学部の履修規定に定めるとおり履修申請し、許可を得た科目についてのみ受けることができ、当該科目の授業期間中に授業担当教員により随時実施されます。

受験上の注意

受験に際しては、次の事項に十分注意しなければなりません。

1. 学生証を所持しない者は受験できない。
2. 受験の際は、必ず机上に学生証を提示しておかなければならない。
3. 試験開始後30分以上遅刻した者は、試験室に入室できない。また、開始後40分経過するまで退室できない。
4. 教科書、ノート、辞書、携帯電話等は机上においてはならない。また、ポケット等に入れるなど身に付けておくことも許可しない。ただし、あらかじめ、許可されたものはこの限りでない。
5. 配付された試験用紙はすべて提出し、試験室から持ち出してはならない。試験用紙の持ち出しは不正行為とみなす。
6. 一切の不正行為を厳禁する。不正行為をした者は賞罰規定により処分する。

追試験

試験を病気その他やむを得ない理由により受験できなかった方は、つぎの要領により追試験を願い出ることが出来ます。あらかじめ授業担当教員と相談し、指示に従ってください。

1. 手続期限 当該試験終了日の翌日から起算して3日以内（休日は除く）とする
2. 提出書類 「受験不能届兼追試験願書」  
1科目につき1枚（所定用紙）
3. 追試験料 1科目につき1,100円
4. 出願できる理由および添付書類

理由	条 件	添 付 書 類
病気・傷害	医師が就学に耐えられないと診断したもの	医師の診断書等
忌 引	二親等以内の親族の死亡	死亡を証明する書類または会葬礼状 (死亡日明記のもの)
災 害	台風、水害、地震、火災等	罹災証明書（罹災したことが分かるもの）
交通機関の支障	代替交通機関のない通学区間における交通機関の運休、停滞によるものまたは交通機関が30分以上遅延した場合	運休または遅延証明書

5. 申請窓口 教育・学生支援機構 教務係  
東広島キャンパス（2号館2階）  
呉キャンパス（1号館1階）

再試験

再試験とは、必修科目および選択必修科目において日常の学修状況が良好であるにもかかわらず、成績が合格点に達しなかった科目に対して行う試験です。再試験の有無、再試験対象者受験の可否は、各授業担当者が行います。

なお、毎学期末に再試験対象者の再試験願の受付を行います。広国LMS、広国ポータルサイトの案内、授業担当教員からの指示に気をつけておいてください。

再試験手続要領（業学部専門科目を除く）

1. 受験科目 必修科目および選択必修科目3科目以内  
(講義科目のみとし、実験・実習・演習科目を除く。)
2. 対象者 授業担当者からお知らせします。(ただし、成績評価Dの科目に限る)
3. 提出書類 「再試験願」(所定用紙)
4. 再試験料 1科目につき1,100円
5. 申請窓口 教育・学生支援機構 教務係  
東広島キャンパス（2号館2階）  
呉キャンパス（1号館1階）

## 再試験手続要領（薬学部専門科目）

1. 受験科目 必修科目（科目数に制限なし）  
（講義科目のみとし、実験・実習・演習科目は除く。）
2. 対象者 学科の授業担当者からお知らせします。
3. 提出書類 「再試験願」（所定用紙）
4. 再試験料 1科目につき1,100円
5. 申請窓口 教育・学生支援機構 教務係 呉キャンパス（1号館1階）

## 不正行為による懲戒処分（抜粋）

試験場で不正行為を行った場合の懲戒の程度は、次の基準によることとなっています。

- イ. 一時の出来心によるものは訓告または9日以下の停学に処し、当該科目についてその年度の履修許可を無効とする。
- ロ. 計画的なものも10日以上1カ月以下の停学に処し、原則として当該学期内試験の全授業科目についてその年度の履修許可を無効とする。
- ハ. 再度不正行為をなした者または改悛の情が認められない者は、無期もしくは3カ月以下の有期停学または放學に処し、当該学期内試験の全授業科目についてその年度の履修許可を無効とする。

上記イからハのいずれかの処分を受けた保健医療学部、総合リハビリテーション学部、看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科（医療栄養学部）および健康スポーツ学部の学生は、当該処分科目について、次年度「再受験科目」として申請することはできない。

## 学業成績

## ●学業成績の評価基準

評語	認	S	A	B	C	D	E	*	
100点満点		100～90	89～80	79～70	69～60	59～30	29～0	評価不能	
GP(グレードポイント)	認定	4	3	2	1	0	0	0	
合 否		合格				不合格			

- (注) 1. 非受験、レポート未提出および授業に出席していないなどにより、成績の評価ができない場合は、「\*」と表示します。  
 2. 認定とは、編入学等で単位認定を受けた場合に「認」と表示します。  
 3. 点数等で評価できない、一部の実験・実習等の授業科目および、「アカデミック・リテラシー」については、合格は「G」、不合格は「F」と表示します。

## 【授業への出席について】

各単位の単位認定（成績評価）は、授業時間数が基礎となっており、毎回の授業への参加（出席）が前提となっています。

## ●学業成績の発表

学業成績は、毎年、前期（9月）と後期（3月）に広国ポータルサイト（各個人のページ）に掲出されます。また保証人の方は保護者専用ポータルサイトにて確認できます。詳細については広国ポータルサイトでお知らせしますので確認してください。また、授業担当者によっては、学生に対し適宜中間発表が行われることもあります。

## ●成績確認について

成績評価に対し明確な理由のもとに強い疑義を主張する者は、成績確認願の提出をもって評価の確認ができます。前期・後期の成績発表後、1週間程度の成績確認願受付期間を設けます。成績確認願受付期間については広国ポータルサイトで確認してください。

# 学籍異動について

## 現住所等の登録・変更

学生本人や保証人等について、次のような変更があったときは、ただちに変更の申請をしてください。申請方法は広国ポータルサイト内の「キャビネット」に掲載しています。

- ① 本人、保証人および学費支弁者の氏名、本籍地の変更
  - ② 本人、保証人および学費支弁者の現住所、電話番号の変更（住居表示の変更を含む）
- ※保証人の変更があった場合は、別途誓約書の提出が必要となるため、教務係窓口までお越しください。

## 休学

病気その他やむを得ない理由により、長期間欠席しなければならないときは、当該年度の末日まで休学することができます。

休学にあたっては、所定の願書に理由を証明する書類（診断書等）および学生証を添え、教育・学生支援機構 教務係を経て、所属学部長に願い出たうえで、許可を得なければなりません。また、特別の理由がある場合に限り、さらに引き続き1年間の休学が許可されることがあります。（専攻科は除く）

休学の期間は通算して4年（大学院 博士前期（修士）は2年、大学院 博士後期課程は3年、大学院 博士課程は4年）を超えることができません、また、休学期間は在学年数に算入されません。

## 休学による学費

休学中の学費は、本学の規定により全額免除となり、代わりに在籍料（前期：60,000円、後期：60,000円）を納入していただくことになります。

休学期間	休学手続期間	許可日*	免除される学費	納入すべき在籍料
前期のみ	～4月20日	4月20日まで	前期分	前期分 60,000円
	4月21日～前期終了日	4月21日以降	なし	なし
後期のみ	～10月5日	10月5日まで	後期分	後期分 60,000円
	10月6日～3月31日	10月6日以降	後期分の学費を納入済みの場合は在籍料を差し引いた差額を返戻 なし	なし
通年	～4月20日	4月20日まで	前期分および後期分	前期分 60,000円 後期分 60,000円

詳細は、学費納入規定によります。

\*許可日までに休学許可が下りるためには、1週間程度期間が必要となりますので、余裕をもってご提出ください。

「休学」および「退学」をお考えの方は、速やかに教育・学生支援機構 教務係へご相談ください。  
なお、学費納入期限が近づいている場合は、学費の納入前に必ずご相談ください。

## 復学

休学者が復学を希望する場合、所定の願書に復学できることを証明する書類を添えて、教育・学生支援機構 教務係を経て、休学期間満了前までに所属学部長（大学院の場合は研究科長）に願い出たうえで、許可を得なければなりません。

願書を休学期間満了前までに提出しない場合は、復学の意思がないものとみなし、除籍になります。

## 退学

病気その他やむを得ない理由により、退学しようとするときは、所定の願書に理由を証明する書類および学生証を添えて、教育・学生支援機構 教務係を経て退学しようとする学期末までに、学長に願い出たうえで、許可を得なければなりません。

## 再入学

本学を卒業した者または退学した者および除籍となった者（ただし学則第37条イ号・ロ号またはホ号による者のみ）が、再入学を希望する場合は次の手続き等が必要です。

出願方法等は、1月上旬～1月中旬（出願の日程については、別途定める。）に所定の志願票に検定料を添え、入試センターを経て学長に願い出ます。なお、再入学できる学科は以下のとおりです。

出願資格	再入学できる学科
本学を卒業した者	卒業した学科以外の学科
退学または除籍となった者	学籍喪失時の学科に限る

注) 再入学の出願は、退学または除籍となった年度を含め、2学年度以内とする。  
ただし、特別な理由がある者については、この限りではない。

## 転学部・転学科

本学には転学部（他の学部へ）、および転学科・転専攻（他の学科又は同学科内別専攻へ）の制度が設けられており、志願先に欠員のある場合に限り、志望することができます。

転学部・転学科はあくまでも志望先の学部または学科に欠員のある場合に限られますので、必ずしも志望どおりに許可されるとは限りません。また、転学部・転学科には試験はなく、原則として志願先の教員との面談および在学中の学業成績によって判定されますので、志望者は不断の勉学が特に重要となります。

転学部・転学科の志望者は、指定された申請期間中に所定の願書に検定料を添えて、教育・学生支援機構 教務係に提出してください。欠員の有無などの手続詳細については、9月頃広国ポータルサイトおよび掲示板により発表します。

